**2010 年 7 月 5 日（第 3 版）
*2008 年 5 月 20 日（第 2 版）
承認番号：15500BZY01293000

機械器具 24　知覚検査又は運動機能検査用器具
管理医療機器　特定保守管理医療機器　電気式歯髄診断器　JMDN：13187000

パルプテスター

【禁忌・禁止】
・本品をペースメーカーを装着した患者に使用しないこと。
・本品を金属冠、ポーセレンジャケット冠などの装着歯牙に使用しないこと。

【形状、構造及び原理等】
１．外観



２．構成
本体
プローブ

３．仕様
本 体 寸 法：W105×D190×H60mm
電　　源：1.5V　単 3 アルカリ乾電池　4 本
出力周波数：約 500Hz
重　　量：1kg

【使用目的、効能又は効果】
歯髄の生死の診断を行う。

【品目仕様等】
下記の試験規格に適合
外観、構造、電気的性能

【操作方法又は使用方法等】
詳細は取扱説明書等を参照すること。
１．使用方法
①本品は、プローブの先端を被検歯表面に接触させると、自動的に電源が入り測定を開始する。電源が入ると、プローブの先端の ON/OFF 表示灯が点灯する。
プローブの先端が関電極、プローブ把持部が不関電極として働く。プローブ先端に歯を接触させ、プローブ把持部を保持した手指で、被検者の皮膚に接すると、刺激用電気回路が形成されて電源が入る。
②被検者に電気歯髄診断の目的を説明し、被検歯に違和感（温かいあるいはチクチクする感覚）を感じたら、直ちに手を挙げるよう指示する。
③被検歯を簡易防湿し、シリンジのエアーで歯面を乾燥させる。　*
④プローブ先端に電導性ペースト（例えば歯磨材）を少量つける。　*
⑤プローブを把持する手指で被検者の皮膚又は粘膜に触れながら、プローブ先端を被検歯の唇側の中央に接触させる。
⑥被検者が合図をしたら、プローブ先端を被検歯表面より離し、本器に表示された数値を読み取る。

２．使用方法に関連する使用上の注意
次のような場合は、被検歯が生活歯であっても反応を欠き、失活歯と判定される可能性がある。
①外傷を受けた直後の歯
②歯根が未完成の歯
③被検歯面が濡れていたり、歯垢が付着している場合
④被検歯に大きな齲蝕がある場合
機器の併用は正確な診断を誤らせたり、危険を起こす惧れがあるので十分に注意すること。

【使用上の注意】
・本品は、記載の使用目的のみに使用すること。
・本品は、歯科医療有資格者のみ使用すること。
・可燃性麻酔剤や酸素、笑気ガスの存在下で使用しないこと。

【貯蔵・保管方法及び使用期限等】
（耐用期間）
正規の保守点検を行った場合に限り 5 年間とする。
（耐用期間は自己認証[当社データ]による。）

【保守点検に係る事項】
詳細は取扱説明書等を参照すること。
使用者が行う日常の手入れ
1)清拭
①プローブホルダー、リップクリップ、歯髄診断用チップの汚れ、付着物を清拭する。
2)動作確認
①ディスプレーのドットが点滅するか調べる。
②アースと歯髄診断用チップを短絡させ、スイッチが入ることを確認する。
③ダイアルを 1 にし、接触させると標示数が上昇して最大 80 になることを確認する。
④プローブ、リップクリップは使用を繰り返すことで劣化するので、動作が不安定な場合は交換する。
⑤電池は使用に応じて出力電力が低下するので、ディスプレーに電圧低下のサインが表示されたときは電池を交換する。

業者が行う保守
本品には、業者に定期的に依頼をしなければならない保守はない。

【包装】*
1 台

取扱説明書等を必ずご参照下さい。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売元：株式会社ヨシダ
住　　所：〒110-8507
東京都台東区上野 7-6-9

お問い合せ先
器材営業本部
電 話 番 号：03-3845-2931
ＦＡＸ番号：03-3841-8204

製　造　元：カー社　**
Kerr Corporation
（国名：アメリカ合衆国）

取扱説明書等を必ずご参照下さい。